

## 環境の保全の見地からの意見の公告

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第4条の7第2項の規定により、愛知県知事から求められました名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見を令和8年2月3日付けで作成しましたので、次のとおり告示するとともに、この環境の保全の見地からの意見の写しを公衆の閲覧に供します。

令和8年2月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
尾張旭市  
尾張旭市長 柴田 浩  
愛知県尾張旭市東大道町原田2600－1
- 2 対象事業の名称及び種類  
名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業  
ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業
- 3 都市計画対象事業の実施想定区域  
愛知県尾張旭市晴丘町東地内
- 4 閲覧の場所、期間及び時間
  - (1) 閲覧場所  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課  
（名古屋市役所東庁舎5階）
  - (2) 閲覧期間  
令和8年2月13日（金）から同月27日（金）まで。ただし、日曜日、土

曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 閲覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課